

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
令和7年09月01日	令和8年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託	22,000,000		22,090,261	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
令和7年09月10日	令和8年京都市はたちを祝う記念式典に係る会場使用料	5,291,096		5,423,940	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	株式会社 京都産業振興センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
令和7年04月01日	京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託料	291,633,000		300,778,500	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人積慶園 他40件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	有	1
令和7年04月01日	令和7年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託	1,082,743,642	1,158,699,046	1,229,634,516	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 他35件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
令和7年04月01日	令和7年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託	55,306,860		79,352,698	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人信愛保育園他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
令和7年04月01日	令和7年度放課後ほっと広場事業の委託	117,333,048		150,097,845	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
令和8年01月05日	京都市物価高対応子育て応援手当支給事業における申請書の受付等に係る業務委託	9,240,000		9,240,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社パソナ パソナ・京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
令和7年10月15日	令和7年度京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無償化システムデータ移行検証対応（試行フェーズ以降）委託業務	11,430,375		11,430,375	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	令和7年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
令和7年12月22日	子ども子育てシステム端末更新対応委託	6,546,100		6,546,100	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	令和7年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
令和7年09月19日	京都市百々児童館解体撤去工事設計業務委託 ただし、建築及び設備解体撤去工事実施設計業務委託	3,498,000		3,289,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	キューブコンセプト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
令和8年01月16日	after school ミライブリ京都市西陣学童保育所の新規実施に係る開設準備	15,133,600		15,133,600	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	特定非営利活動法人 SOWER S	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和8年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年9月1日
(変更後) 令和8年2月27日
- 4 履行期間
令和7年9月1日から令和8年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 22,000,000円
(変更後) 22,090,261円
- 7 契約内容
「令和8年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
京都府警から雑踏対策強化による警備範囲の見直し指示があり、物品手配数が増加したことや物品手配数の増加に伴って設営・撤去・運送費が増加したため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、あらかじめ定められた評価項目に基づき書類審査を行った結果、高い評価を得たため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和8年京都市はたちを祝う記念式典に係る会場使用料
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年9月10日
(変更後) 令和8年1月30日
- 4 履行期間
令和7年9月10日から令和8年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
株式会社 京都産業振興センター
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 5,291,096円
(変更後) 5,423,940円
- 7 契約内容
「令和8年京都市はたちを祝う記念式典」の会場使用
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
式典当日の電気、ガス、水道の利用等により、会場利用内容に変更が生じたため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市はたちを祝う記念式典の会場については、式典参加者の定員を各回4,000名に設定していることから、会場の収容上限が5,000名規模であることが必須条件である。加えて、市内中心部に位置し公共交通機関でのアクセスが良く、警備を含む協力体制が整っている施設は、株式会社京都産業振興センターが運営する京都市勧業館みやこめっせに限定されるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託料
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
（当 初）令和7年4月1日
（変更後）令和7年10月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）291,633,000円
（変更後）300,778,500円
- 7 契約内容
特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや、地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更契約の理由）
重層的支援体制整備事業交付金（地域子育て支援拠点事業）の基準額の増額等のため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められるため。

委託先法人	委託先住所	施設名称
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区榎原角田町1-42	ほっこりスペース
社会福祉法人 真友福祉会	京都市伏見区石田桜木町3	桜木ふれ愛の家
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69-5	Coco smile ooyake
特定非営利活動法人 西賀茂プレイセンターFKC	京都市北区西賀茂北山ノ森町8	西賀茂プレイセンターFKC
医療法人財団 今井会足立病院	京都市中京区間之町通押小路上の鍵屋町481	足立病院マミーズスクエア
任意団体 まちの縁側「とねりこの家」運営委員会	京都市上京区一条通新町西元真如堂町370	まちの縁側「とねりこの家」
社会福祉法人 京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	稲荷の家 ほっこり
医療法人 医療法人社団 中部産婦人科医院	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44	中部はすの実ひろば
任意団体 「ハートの家族」運営委員会	京都市伏見区羽束師菱川町559-105	ハートの家族
特定非営利活動法人 チャイルドライン京都	京都市山科区御陵久保町52-24 2階	格致つどいの広場
特定非営利活動法人 山科醍醐こどものひろば	京都市山科区音羽伊勢宿町33番地77	げんきスポット0-3
特定非営利活動法人 夢いろ	京都市右京区花園土堂町14-4	ばれっとひろば
宗教法人 随林寺	京都市南区西九条東島町15-1	随林寺つどいの広場
一般社団法人 京都市ひとり親家庭福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	ほっこりはあと出町
任意団体 どんぐり広場子育て支援事業運営委員会	京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351	どんぐり広場
特定非営利活動法人京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	いっぽ
特定非営利活動法人京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	ま～ぶりんぐ
任意団体 大原自治連合会	京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内	つどいの広場 ぴーちくぱーちく
社会福祉法人 宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町9-2	ひだまり・ホット・みやこ
公益社団法人 京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27 元山王小学校 北校舎2階	のこちゃん広場
社会福祉法人 光寿福祉会	京都市山科区安朱北屋敷町9	安朱つどいの広場 おじぞうさん
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7	上総つどいの広場 すずらんど
社会福祉法人 京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	墨染つどいの広場 ほっこり
社会福祉法人 浄正寺福祉会	京都市下京区七条御所ノ内南町56	フレンドリーハウス西八条
任意団体 おひさまルーム子育て支援事業運営委員会	京都市上京区裏門通一条下る今新在家町205-7	おひさまルーム
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15-2	八瀬わらべっ子広場
任意団体 福祉あんしん京北ネットワーク協議会	京都市右京区京北周山町 上寺田1-1 京北合同庁舎3階	京北にこにこ広場
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1-7	はなぶさつどいの広場 スマイル
任意団体 かしの木子育て支援事業運営委員会	京都市北区紫野上築山町1-3	かしの木
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	嵯峨ひかり広場
特定非営利活動法人 FaSoLabo京都	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	びいちゃん
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町22	金閣つどいの広場 ひまわり
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区榎原角田町1-42	バンブーホーム
特定非営利活動法人京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	びおと〜ぶ
一般社団法人 Be Better	京都市上京区竹屋町通日暮東入薬屋町535-125	つどいの広場 Be be
社会福祉法人 小松谷福祉会	京都市東山区洪谷通東大路東入3丁目上馬町553	ありんこ広場
社会福祉法人 迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町109	下鴨つどいの広場 こがも
特定非営利活動法人京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	つどいの広場わくわく
特定非営利活動法人 そらっく	京都市北区紫野下柏野町56-6	そらひろば
一般社団法人 merry attic	埼玉県戸田市新曽397 メゾンサファイア110	メリーアティックライト
生活協同組合生活クラブ 京都エル・コープ	京都市南区上鳥羽西清町233番地	桂川乳幼児親子のつどいの広場 もこもこ

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
（当 初）令和7年4月1日
（変更①）令和7年10月1日
（変更後）令和8年3月31日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）1,082,743,642円
（変更①）1,158,699,046円
（変更後）1,229,634,516円
- 7 契約内容
児童への健全な遊びの場所の提供、放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和7年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、下半期の事業実績（利用料金実績、障害のある児童の受入状況に応じた加算等）に基づき変更契約を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
各委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

(別紙1)

委託先一覧(民設)

①法人名	②法人住所	③施設名	④施設住所
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	南大内児童館	京都市南区八条寺内町5番地
社会福祉法人 京都社会福祉協会	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2号	新林児童館ほか3館(別紙社会福祉法人京都社会福祉協会員設児童館一覧参照)	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会員設児童館一覧
社会福祉法人 柊野保育園	京都市北区上賀茂東上/段町36番地の2	柊野児童館	京都市北区上賀茂中/坂町14番地の1
社会福祉法人 京都保育センター	京都市北区大將軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館	京都市北区大將軍坂田町8番地1
社会福祉法人 西陣会	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	西陣児童館	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目432
宗教法人 日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地
社会福祉法人 平松の会	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3
社会福祉法人 六満学園	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	六満こども館	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13
社会福祉法人 常盤福祉会	京都市山科区東野南井ノ上町9番地の2	山階南児童館	京都市山科区東野門口町30番地の1
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	下京ひかり児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上ル下丸屋町423番地	希望の家児童館	京都市南区東九条東岩本町31番地
社会福祉法人 清和園	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館	京都市南区久世川原町79番地
社会福祉法人 向上社	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館	京都市右京区西院北矢掛町22番地
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館	京都市西京区大原野上里北/町1328番地の20

(別紙1)

委託先一覧(民設)

①法人名	②法人住所	③施設名	④施設住所
社会福祉法人 つみき福祉会	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館	京都市西京区松室荒堀町127番地
社会福祉法人 桂朝日福祉会	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館	京都市西京区桂浅原町129番地の1
社会福祉法人 桂・川島児童センター	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館	京都市西京区川島栗田町40番地の4
池田児童館運営委員会	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館	京都市伏見区醍醐池田町4番地
社会福祉法人 白菊福祉会	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	白菊児童館	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59
うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地
社会福祉法人 美樹和会	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	みぎわ児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の110
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7
桃の里児童館運営委員会	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555番地
一般社団法人京都市ひとり親家庭福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	下鳥羽児童館	京都市伏見区下鳥羽東柳長町33番地
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番の6
社会福祉法人 醍醐福祉会	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	中山児童館	京都市伏見区醍醐中山町46番地
学校法人 大五洋	京都市北区衣笠衣笠山町12番地	衣笠児童館	京都市北区衣笠衣笠山町10番地
社会福祉法人 京都福祉サービス協会	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5	塔南の園児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館	京都市西京区山田平尾町51番地の28

(別紙1)

委託先一覧(民設)

①法人名	②法人住所	③施設名	④施設住所
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館	京都市北区鷹峯黒門町15番地2
社会福祉法人 深草福祉会	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝っず児童館	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館	京都市右京区宇多野福王子町45番地2
社会福祉法人 鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館	京都市山科区御陵岡町36番地1
日本リコメンド株式会社	東京都港区北青山1丁目3番1号3階	新道児童館	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町572番地
一元化民設計 35団体		38児童館	

①法人名	②法人住所	③施設名	④施設住所
宗教法人 だん王法林寺	京都市左京区川端通三条上ル法林寺門前町36番地	だん王児童館	京都市左京区三条大橋東入法林寺門前町36番地
単独民設計 1団体		1児童館	

社会福祉法人京都社会福祉協会 民設児童館一覧

名 称	所 在 地
新林児童館	京都市西京区大枝西新林町四丁目 3 番地
福西児童館	京都市西京区大枝南福西町一丁目 2 番地
桂坂児童館	京都市西京区御陵大枝山町四丁目 3 0 番地
城南児童館	京都市伏見区向島藤ノ木町 8 5 番地 7

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
（当 初）令和7年4月1日
（変更後）令和8年3月31日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
①京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20
社会福祉法人信愛保育園
②京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553―5
社会福祉法人小松谷福祉会
③京都市伏見区桃山町大島38―110
社会福祉法人美樹和会
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）55,306,860円
（変更後）79,352,698円
① 社会福祉法人信愛保育園 : 27,143,911円
② 社会福祉法人小松谷福祉会 : 17,098,267円
③ 社会福祉法人美樹和会 : 35,110,520円
- 7 契約内容
放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和7年4月1日付で締結した委託契約について、事業実績（利用料金実績、障害のある児童の受入状況に応じた加算等）に基づき変更契約を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和8年3月31日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 117,333,048円
(変更後) 150,097,845円
- 7 契約内容
放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
令和7年4月1日付で締結した委託契約について、事業実績(利用料金、障害のある児童の受入状況に応じた加算等)に基づき変更契約を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市物価高対応子育て応援手当支給事業における申請書の受付等に係る業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和8年1月5日
- 4 履行期間
令和8年1月5日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
9, 240, 000円
- 7 契約内容
京都市物価高対応子育て応援手当支給事業における申請書の受付等を行う。
- 8 随意契約の理由
本事業は、令和7年9月分の児童手当の受給者等に対して給付を行うものであり、児童手当の認定基準、認定状況及び変更事項等を正確かつ逐一把握する必要がある。
児童手当の支給等に関する業務は株式会社パソナ パソナ・京都に委託している。
このため、早期に対象者への給付を行うという本事業の趣旨を鑑みると、既存の児童手当データの活用が不可欠であり、他事業者では円滑な事業運営が見込めず、受託が困難である。したがって、本件は競争入札に適さないため、株式会社パソナ パソナ・京都を随意契約の相手方として選定する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無償化システムデータ移行検証対応
(試行フェーズ以降) 委託業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和7年10月15日
- 4 履行期間
令和7年10月15日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和7年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム
＜コンソーシアムの代表企業住所＞
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
＜コンソーシアムの代表企業名＞
富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
11,430,375円
- 7 契約内容
標準仕様準拠システムへの移行を見据えた準備作業として構築した、無償化システム移行環境
(以下、移行環境) にデータ移行するためのデータ移行ツールを構築し、移行環境への無償化シ
ステムデータ移行および検証する作業を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本委託は、子ども・子育て支援制度システムへの無償化システムからのデータ移行検証に係る
設計フェーズ以降の業務を行うものであり、これらの業務には子ども・子育て支援制度 システム
の仕組みや設定内容を熟知している必要がある。
これらの知識を保有する者は子ども・子育て支援制度システムの開発業者であるコンソーシア
ムを構成する3社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2
第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治
法施行令第167条の2第1項第 号)

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
子ども子育てシステム端末更新対応委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和7年12月22日
- 4 履行期間
令和8年1月5日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和7年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム
＜コンソーシアムの代表企業住所＞
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
＜コンソーシアムの代表企業名＞
富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6, 546, 100円
- 7 契約内容
システム機器のリース契約を更新することに伴う機器の設定作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託は、子ども子育て支援制度システム機器の端末更新に係る業務を行うものであり、これらの業務には子ども子育て支援制度システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。
これらの知識を保有する者は子ども・子育て支援制度システムの開発業者であるコンソーシアムを構成する3社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市百々児童館解体撤去工事設計業務委託 ただし、建築及び設備解体撤去工事実施設計業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年9月19日
(変更後) 令和8年1月27日
- 4 履行期間
令和7年9月20日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽高島町24番1
キューブコンセプト株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 3,498,000円
(変更後) 3,289,000円
- 7 契約内容
京都市百々児童館の解体撤去工事設計を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
計画地の土地所有者との協議の結果、京都市市街地景観整備条例に基づく申請手続きが不要な計画内容となったため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数の事業者に見積合わせの依頼を行ったが、見積合わせに参加希望した事業者が1者のみであったため、価格交渉を行った上で、その事業者であるキューブコンセプト株式会社を相手先に選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
after school ミライブラリ京都西陣学童保育所の新規実施に係る開設準備
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和8年1月16日
- 4 履行期間
令和8年1月17日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区大宮通寺之内上る三丁目北仲之町520番地1
特定非営利活動法人 SOWERS
- 6 契約金額（税込み）
15,133,600円
- 7 契約内容
after school ミライブラリ京都西陣学童保育所の令和8年度新規実施に係る開設準備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
学童保育所の開設準備の実施は、昼間留守になる家庭の小学校児童に対して、放課後の安全な居場所を提供する準備を行うものであり、実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
学童保育所については、学童クラブ機能を有する施設であり、委託先の選定にあたっては、小学校の近隣に位置する等、施設の立地状況も重要となるところ、委託先は、現在の立地条件において、学童保育所を運営する施設を用意しているのみならず、児童の健全育成に対して深い理解を持っていると認められるため。